

第4回 議会基本条例検証委員会 会議要旨

開催日：令和2年6月8日（月曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：宮崎座長（自由民主党）

本田委員（公明党）

奥村委員（ハートフル北九州）

戸町委員（自民の会）

藤沢委員（日本共産党）

議題：

- 1 第3回検証委員会の協議結果について（確認）
- 2 評価・検証結果について
- 3 その他

主な意見など

1 第3回検証委員会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1により、説明。

【座長】

- ・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

2 評価・検証結果について

【座長】

- ・委員の皆様には、昨年7月からの準備会を経て、10月に第1回会議を開催して以降、報告書の作成に至るまで、計4回の委員会と9回の事前協議を重ね、精力的に評価・検証作業を行い、多くの議論をいただいた。
- ・評価・検証の方法としては、北九州市議会基本条例の全条文を20の評価項目に分類し、各項目の「評価」、「条例改正の必要性」、「今後の取組の方向性」について協議した結果、全体としては、評価になじまない項目を除き、「十分できている」が4項目、「ある程度できている」が12項目と、概ね「できている」という評価であった。
- ・また、条文の改正については、2項目で「改正の必要がある」との結果であった。
- ・さらには、評価・検証期間中、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、本市においても多くの患者が発生するという、まさに健康危機の状況下となったことから、本市議会として、こうした危機から「市民の安全と安心を、全力で守り抜く」という強い決意を表すため、「危機発生時の体制の整備に関する条文を追加する」との結論に至った。

- ・改めて、委員の一人一人から、これまでの議論の中から、主な意見について表明していただきたい。

【座長】

- ・議会基本条例は、平成22年4月から、片山座長のもと15名の先輩議員により議会基本条例検討会が始まり、9回の検討会と小委員会による数えきれないくらいの協議を重ね、平成23年10月に条例が制定された。それから約8年経ち、今回見直すための検証作業を行った。
- ・議会基本条例は、「市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与する」という目的のもと、「議会が何を行っていくべきか」という座標となるべき条例である。
- ・とりわけ、新型コロナウイルス感染症が発生し、本市でも広く蔓延し患者が発生したということで、健康危機の状況に関して、本市議会として「新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、市民を全力で守り抜く」という強い決意を表すため、条文の追加を提案させていただいた。
- ・協議の結果、「危機管理の基本的な理念を規定する」ということで、条文の追加を決定いただいた。条文に規定することにより、将来にわたり「市民の安全、安心、健康を守り抜くという本市議会の決意」を担保する、ということは非常に重要な取り組みであり、条文を追加することに非常に大きな意義がある。
- ・また、「議会広報の充実」については、「最近ではSNSを活用し広報を充実させることが市議会として重要である」と、今後の取り組みについて意見した。

【本田委員】

- ・「委員会」に関して、「今回の新型コロナウイルス感染症対策や、災害対応などの突発的な課題について早急に所管事務調査が行えるよう、常任委員会の柔軟な運営について検討すべきである」と意見した。
- ・「会議等における質疑応答」の評価については、「質疑・応答時間に関して、少数会派とのバランスも見直されており、かなり改善されている」と意見した。
- ・「議会報告会の開催」については、「当初、議会基本条例の制定時には、全国的に「議会報告会の開催」を中心に議論してきたが、今は「カフェトーク」に形を変えているので、現状に沿うよう条文を見直すべき」と意見した。
- ・「議会機能の強化」については、「政策条例について、政令市の中で5つも制定している議会は他になく、先進的な取り組みを行っている。「海外視察」については、改善に向け見直したものの、まだ、見直し後の視察の成果が出ていないため、評価項目全体としては「十分できている」とまでは評価できない」と意見した。
- ・「危機管理に関する条文の追加」については、「将来どのようなことが起こるか予測できないので、様々な危機を想定した規定を盛り込むべき」と意見した。

【奥村委員】

- ・「議会運営」については、「議員間討議について、委員会によっては積極的に行われているが、全体的にさらに活発な討議が行われるよう努めるべき」と、今後の取り組みについて意見した。

- ・「市民参加」については、「カフェトークなどにおいては、市民の意見を聴くだけで終わるのではなく、その先、いかに市政の発展に繋げていくかが今後の課題である」と、今後の取り組みについて意見した。また、所属会派からの意見として、「市民参加」について、本市議会を、小・中・高校生等に対する主権者教育の生きた教材として活用してもらうために、議場見学の利用の働きかけについて検討してはどうか。「議会報告会の開催」について、小・中学生、高校生などに対する、アウトリーチ型の議会報告について、今後の課題として研究してはどうか。「議会広報の充実」については、「市議会のしおり」について、市民の理解がさらに深まるよう、記載内容の充実をぜひ図って欲しい」と意見した。
- ・また、所属会派から「議員提案の政策条例等を見直す場合は、条例制定時の経緯や、条例制定に携わった議員の思いなどを的確に引き継ぎ、議論していくことが大事である」との意見もあった。

【戸町委員】

- ・議会基本条例とこれまでの議会の歩み、改革について、議会基本条例を制定した時は、まだ議会としても前世紀的な部分が残っていた。しかし、今回見直したことで、「議員全員が努力して議会改革が進んだ」という印象を持った。条文の内容を忠実に守り、素晴らしい議会にしようとする努力について、敬意を表したいと思う。
- ・その中でも我々が強化しなければならないのは、「議会報告会」と「議員間討論」であり、「しっかりと取り組んでいかなければならない」と意見した。「議会報告会」こそが、市民と議会との接点であるのではないか、「市民との協働の原点が「議会報告会」（現在は「カフェトーク」に形を変えている）であり、この強化について今後も、議会全体で取り組まなければならない」と考えている。常任委員会での委員間討論については我々議員が努力してやり続けなければならないことだが、なかなかしっかりと成されてきていない。これは、委員長の努力があれば成し遂げられると思うため、今後に期待したい。
- ・条文の追加については、今回、「社会情勢によって条文を追加する」ということが明確にされたことは、大変よいことだったのではないかと思う。

【藤沢委員】

- ・「委員会」については、「請願、陳情の審査に当たって、口頭陳述を含め基本的に、両者を区別なく取り扱っている点は、評価してよいと考える」と意見した。また、「常任委員会では、委員間討議を行う時間が足りないため、委員会の運営をさらに工夫する必要がある」と、今後の取り組みについて意見した。
- ・「議会報告会の開催」については、「議会報告会は「必要に応じて」行うのではなく、「積極的に行う」とすべきであり、また、情報伝達手段が多様化している中では、議会報告は「報告会」という形にとらわれず、どのような形であっても説明責任を果たすべきである」と、条文改正の必要性について意見した。
- ・「会議等の公開」については、「現在、インターネットのみで行っている、本会議の全日程の生中継について、ケーブルテレビでの実施についても検討が必要である」、「傍聴者が本会議等を傍聴しやすいよう、今後、議事堂を建て替える際には、

会議場の設備や、バリアフリーの充実とともに、入口から各傍聴席までの動線を改善するよう検討すべき」と意見した。

- ・「議会の機能強化」については、「海外視察については改善点が示されているが、まだこれに基づいた視察の結果が出ていないため、次回、議会基本条例を見直す際には、海外視察の成果なども勘案し、総合的に評価すべき」と意見した。
- ・「危機管理に関する条文の追加」については、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延したことをきっかけに条文を追加したという、歴史的なことが分かるように、「健康危機」という表記を盛り込んだ方がよい」と意見した。

【座長】

- ・改めて、各委員からの意見を踏まえ、取りまとめた「議会基本条例検証委員会報告書（案）」について、事務局より説明させる。

【事務局説明】

※議会基本条例検証委員会報告書（案）により説明。

【座長】

- ・この「報告書（案）」により、後日、代表者会議に報告したいと思うが、よろしいか。（全員了承）

3 その他

【座長】

- ・今後は、代表者会議への報告後、条例改正についてのパブリックコメントを行い、本年9月定例会に条例改正議案を提出できるよう、準備を進めたいと考えている。